

令和10年度(2028年度)及び令和11年度(2029年度)県立高等学校生徒募集定員の変更計画について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

(提案理由)

県立高等学校生徒募集定員の変更計画については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第2項の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条(教育長へ委任しない事務)

第2項 教育長は、前項各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務については、教育委員会に付議しなければならない。

(別紙)

令和10年度(2028年度)及び令和11年度(2029年度)県立高等学校生徒募集定員の変更計画

1 令和10年度県立高等学校生徒募集定員の変更計画

学区	高校名	学科・コース	変更前	変更後
			募集定員	募集定員
県央	熊本高校	普通	400	360
	第二高校	普通	320	360
		理数	40	
		美術	40	
	熊本北高校	普通	280	320
		理数	40	
英語		40		
県北	玉名高校	普通	280	240
県南	人吉高校	普通	280	240

○対象は5校、計200人とし、各校40人減とする。

○対象の5校において、募集定員減を実施する学科・コースについては令和9年7月に決定する。

2 令和11年度県立高等学校生徒募集定員の変更計画 おって決定する。